

在外和歌山県人会子弟の本県企業就職機会創出実施要領

(平成 30 年 1 月 15 日制定)

(令和 3 年 6 月 21 日改定)

1. 趣旨

在外和歌山県人会子弟の県内企業への就職機会を創出することで、県人会子弟のキャリアアップと、県内企業の専門分野での優秀な人材確保を図る。

2. 対象者

和歌山県人会が推薦する県人会子弟で次の条件を満たす者。ただし他の県人会の子弟であっても和歌山県人会が推薦する子弟は当該事業の対象者とする。

- (1) 大学を卒業した者、若しくは就職までに大学を卒業見込みの者（業務に関する科目を専攻していること）
- (2) ビジネスレベルの英語能力を有する者（TOEFL:80 以上、TOEIC:730 以上、IELTS:6.0 以上等）
- (3) 日常会話程度の日本語能力を有する者

3. 受入先

和歌山県内企業・団体

4. 就労概要

- (1) 業務内容 在留資格「技術・人文知識・国際業務」の対象となる業務
[例] プログラミング、機械・回路設計、建築設計、化学製品研究開発、マーケティング、観光企画、商品企画、貿易、通訳・翻訳等
- (2) 雇用期間 在留期間の上限である 5 年を基準とするが、在留資格の更新により延長も可能とする。
- (3) 給与・勤務条件 同職種の日本人社員と同等とする。
- (4) 福利厚生等 同職種の日本人社員と同等とする。

5. 募集・応募・選考

- (1) 企業情報の収集・県人会への提供
 - ・和歌山県は県内の企業情報を収集し、在外和歌山県人会に提供する。
 - ・在外和歌山県人会は県人会子弟及び他の県人会子弟で希望する者に企業情報を提供する。
- (2) 応募
 - ・子弟は企業情報に基づきアプリケーションフォーム（様式 1）と県人会代表者による推薦状（様式 2）を企業に提出する。
アプリケーションフォームには、学歴（大学・学部・専攻）、取得資格（就労に関連するもの）、英語能力（スコア等）、日本語能力（スコア等）を明示する。
- (3) 一次選考 書面審査
 - ・企業は提出された出願書類により書類選考を行い、選考結果を子弟に通知する。
※出入国在留管理庁と事前協議
- (4) 二次選考 面接
 - ・一次選考を通過した者について現地又は日本での面接を行い、最終選考結果を子弟に通知する。（必要に応じて当該企業での職場見学を行う。）
 - ・子弟の来日に伴う航空運賃（居住国出入国時利用空港―日本出入国時利用空港）は企業が

負担し、その他の費用は子弟が負担する。

- ・企業、子弟は選考過程を通して和歌山県から翻訳等の支援を受けることができる。

6. 在留資格の取得・来日

- ・企業は「技術・人文知識・国際業務」に係る在留資格認定証明書交付申請を行い、交付された証明書を子弟へ送付する。
- ・子弟は在留資格認定証明書を提示してビザを取得する。
- ・来日に係る費用については子弟の負担とする。

7. その他

(1) 相談体制等

- ・子弟からの生活相談については、和歌山県及び和歌山県国際交流センターを相談窓口とする。また同センターが実施する交流事業を積極的に活用することで日本での生活を支援していく。
- ・和歌山県等で就労に係る相談等についても対応し、子弟のキャリア形成を支援していく。

(2) 日本語の履修

企業が必要とする場合は次のいずれかの方法により実施する。

- ・在留資格「技術・人文知識・国際業務」で来日した子弟が、企業研修として外国語学校日本語クラスを履修する。
- ・子弟が企業との合意により在留資格「留学」で来日し、企業奨学金で和歌山県にある外国語学校日本語クラスを履修する。その間は非正規職員として当該企業において週 28 時間以内で勤務し、履修期間満了後、在留資格を「技術・人文知識・国際業務」に変更申請する。

8. 採用までの流れ

| | 9月採用の場合 (北中米) | 1月採用の場合 (南米) |
|---|------------------|-----------------|
| ① 企業から企業情報を収集 (県) | | |
| ↓ | | |
| ② 企業情報を県人会子弟へ提供 (県) | 3月前半 | 7月前半 |
| ↓ | | |
| ③ 県人会の推薦、子弟からの出願 (子弟) | | |
| ④ 一次選考 (書類審査) (企業) ※出入国在留管理庁と事前協議 | 3月後半 | 7月後半 |
| ⑤ 子弟へ書類審査結果通知 (企業) | | |
| ↓ | | |
| ⑥ 来日準備 (航空券取得、短期滞在ビザ取得等) ※来日面接時のみ | 4月 | 8月 |
| ↓ | | |
| ⑦ 二次選考 (現地又は日本での面接・職場見学等) (企業) | | |
| ⑧ 採用決定 | 5月前半 | 9月前半 |
| ⑨ 子弟一時帰国 ※来日面接時のみ | | |
| ↓ | | |
| ⑩ 在留資格認定証明書交付申請 (企業による申請) 在留資格: 「技術・人文知識・国際業務」 | 5月後半 ～7月前半 | 9月後半 ～11月前半 |
| ⑪ 在留資格認定証明書交付 | | |
| ↓ | | |
| ⑫ 来日準備 (航空券取得、在留資格に基づいたビザ取得等) | 7月後半 | 11月後半 |
| ↓ | | |
| ⑬ 来日 | 9月 | 1月 |
| ⑭ 就労開始 | | |

在留資格「留学」で来日する場合

| | 9月採用の場合 (北中米) | 1月採用の場合 (南米) |
|---|------------------|-----------------|
| ① 企業から企業情報を収集 (県) | | |
| ↓ | | |
| ② 企業情報を県人会子弟へ提供 (県) | 3月前半 | 7月前半 |
| ↓ | | |
| ③ 県人会の推薦、子弟からの出願 (子弟) | | |
| ④ 一次選考 (書類審査) (企業) ※出入国在留管理庁と事前協議 | 3月後半 | 7月後半 |
| ⑤ 子弟へ書類審査結果通知 (企業) | | |
| ↓ | | |
| ⑥ 来日準備 (航空券取得、短期滞在ビザ取得等) ※来日面接時のみ | 4月 | 8月 |
| ↓ | | |
| ⑦ 二次選考 (現地又は日本での面接・職場見学等) (企業) | | |
| ⑧ 採用決定 | 5月前半 | 9月前半 |
| ⑨ 子弟一時帰国 ※来日面接時のみ | | |
| ↓ | | |
| ⑩ 在留資格認定証明書交付申請 (外国語学校による申請) 在留資格:「留学」 | 5月後半 | 9月後半 |
| ⑪ 在留資格認定証明書交付 | ~7月前半 | ~11月前半 |
| ↓ | | |
| ⑫ 来日準備 (航空券取得、在留資格に基づいたビザ取得等) | 7月後半 | 11月後半 |
| ↓ | | |
| ⑬ 来日 | | |
| ⑭ 日本語クラス履修開始 資格外活動として週28時間を上限として労働可 | 9月 | 1月 |
| ↓ | | |
| ⑮ 在留資格を「技術・人文知識・国際業務」に変更申請 (企業または子弟による申請) | | |
| ↓ | | |
| ⑯ 就労開始 | | |